

修士課程

1. 履修上の注意

法学研究科では、2017年度より、修士課程においてsemester制、コースワークおよびリサーチワーク制を導入しました。

(1) 修了要件

- 修士論文による修了

課程修了には、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

- リサーチペーパーによる修了

課程修了には、2年以上在学し、36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、リサーチペーパーの審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

(2) 修了所要単位および履修上の指示

下表のとおり、コースワーク科目から16単位以上、リサーチワーク科目のうち演習科目から8単位以上、論文指導科目から8単位以上、修得することが推奨されます。

科目区分	分野	科目群	履修上の指示	推奨する修得単位数	修了所要単位
コースワーク	共 通 基礎法 公 法 民法 社会法 刑事法	リーガル・リサーチ	日本語を母国語としない留学生は、1年次に履修すること（在学中1回目であれば2年次での履修も可）。	16 単位以上	32 単位 以上（リサーチペーパーの場合は 36 単位 以上）
		法律学原典研究			
		特殊講義			
リサーチワーク	基礎法 公 法 民法 社会法 刑事法	演習		8 単位以上	
		論文指導Ⅰ	1 年次に履修	8 単位以上	
		論文指導Ⅱ			
		論文指導Ⅲ	2 年次に履修		
		論文指導Ⅳ			

※研修生は、論文指導科目を履修できません。

※他専攻が設置する科目を履修した場合、10単位を上限として、修了所要単位に含めることができます。

(3) ガイドライン型のコース制導入について

2017年度よりガイドラインとしてのコースを設定し、研究者養成コース、高度職業人養成コース、特定課題研究コースを設けます。ガイドライン型であるため、特定のコース登録の必要はありません。また、コースごとの固有の修了要件は定めておりません。

- 研究者養成コース

特に科目は指定しませんので、指導教員と相談の上、履修科目を決定してください。ただし、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

- 高度職業人養成コース

進路に応じて以下の科目を中心に履修することが推奨されます。この他に、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

業種別履修モデル

領域	業種	科目
法律専門職養成	司法書士、裁判所事務官、等	憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、等
会社法務専門家養成	企業法務、人事法務	民法、商法、労働法、知的財産法、倒産法、経済法、英米法、等
公共法務専門家養成	公務員、行政書士、税理士、社会保険労務士	憲法、民法、行政法、国際法、社会保障法、等
国際法務専門家養成	国際機関職員、公務員、等	国際法、国際私法、法律学原典研究、比較法、英米法、等

- 特定課題研究コース

特に科目は指定しませんので、指導教員と相談の上、履修科目を決定してください。ただし、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

(4) リサーチペーパーによる修了について

2017 年度以降入学者より、リサーチペーパー（字数は 400 字× 50 枚程度）による修了を認めます。

リサーチペーパーとは、適切に特定の研究テーマを設定し、そのテーマに関する学説・判例等の調査および分析を行うものです。審査にあたってはこれらの学説・判例等の調査および分析が十分行われているか、すなわち、問題探求能力、リサーチ能力、および、論文としての形式的要件を満たしているかが主として問われ、将来研究者となるために必要な外国法研究能力などを必ずしも問いません。ただし、専攻分野によっては外国法研究能力が問われることがありますので、リサーチペーパーを執筆する場合には構成や内容について事前に指導教員とよく相談してください。

リサーチペーパーによる修了を希望する場合には、指導教員とよく相談した上で、2 年次の「修士論文予備登録」手続きにおいてリサーチペーパーを選択する旨を申請してください。また、リサーチペーパーによる修了を希望する場合にも、指導教員が開講する「論文指導」科目は履修してください。

ただし、博士後期課程への進学を希望する学生は必ず修士論文を執筆するようにしてください。

(5) 研究科共通科目「日本語論文作成 A I ～ A II」「日本語論文作成 B I ～ B II」の履修について

留学生を対象とした日本語論文作成のための研究科共通科目「日本語論文作成 A I ～ A II」「日本語論文作成 B I ～ B II」を開講します。受講希望者は「研究科共通 日本語科目」の項を参照してください（212 ページ）。

研究科共通科目「日本語論文作成 A I ～ A II」「日本語論文作成 B I ～ B II」の単位は、修了要件に含まれません。

【2016 年度以前入学者】

(1) 修了要件

2017 年度以降も修了要件に変更はありません。課程修了には、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、修士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。2016 年度以前入学者はリサーチペーパーの提出による修了はできませんので、ご注意ください。

(2) 履修上の注意点

2016 年度まで開講していた授業科目は、2017 年度以降は開講しません。2017 年度より新たに開講される授業科目より選択し、履修登録してください。

2. 授業科目担当者一覧

【連続】：前年度までに履修して単位を修得した科目を今年度もう一度履修すること。

【重複】：同じ年度内に、同じ名前の科目を複数履修すること。

【他専攻】：他専攻の学生が履修可能な科目。

授業科目	担当教員名	単位	連続	重複	他専攻	備考
リーガル・リサーチ	楊 帆	2				
法律学原典研究（独語）Ⅰ	大 野 達 司	2	○		○	学部「外国書講読（独語）Ⅰ」と合同
法律学原典研究（独語）Ⅱ	大 野 達 司	2	○		○	学部「外国書講読（独語）Ⅱ」と合同
法律学原典研究（仏語）Ⅰ	大 津 浩	2	○		○	学部「外国書講読（仏語）Ⅰ」と合同
法律学原典研究（仏語）Ⅱ	大 津 浩	2	○		○	学部「外国書講読（仏語）Ⅱ」と合同
法哲学特殊講義Ⅰ	大 野 達 司	2	○		○	
法哲学特殊講義Ⅱ	大 野 達 司	2	○		○	
法制史特殊講義Ⅰ	川 口 由 彦	2	○		○	
法制史特殊講義Ⅱ	川 口 由 彦	2	○		○	
法制史特殊講義Ⅲ	高 友希子	2	○		○	
法制史特殊講義Ⅳ	高 友希子	2	○		○	
憲法特殊講義Ⅰ	建 石 真公子	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅲ」と合同
憲法特殊講義Ⅱ	Thierry RENOUX	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅳ」と合同
憲法特殊講義Ⅲ	金 子 匡 良	2	○		○	
憲法特殊講義Ⅳ	金 子 匡 良	2	○		○	
行政法特殊講義Ⅰ	西 田 幸 介	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅰ」と合同
行政法特殊講義Ⅱ	高 橋 滋	2	○		○	博士後期「公法特殊研究Ⅱ」と合同
行政法特殊講義Ⅲ	交 告 尚 史	2	○		○	
行政法特殊講義Ⅳ	交 告 尚 史	2	○		○	
民法特殊講義Ⅰ	大 澤 彩	2	○		○	
民法特殊講義Ⅱ	大 澤 彩	2	○		○	
民法特殊講義Ⅲ	新 堂 明 子	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同
民法特殊講義Ⅳ	新 堂 明 子	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同
民法特殊講義Ⅴ	川 村 洋 子	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同
民法特殊講義Ⅵ	川 村 洋 子	2	○		○	博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同
商法特殊講義Ⅰ	潘 阿 憲	2	○		○	
商法特殊講義Ⅱ	潘 阿 憲	2	○		○	
商法特殊講義Ⅳ	伊 藤 雄 司	2	○		○	
倒産法特殊講義Ⅰ	倉 部 真由美	2	○		○	
倒産法特殊講義Ⅱ	倉 部 真由美	2	○		○	
労働法特殊講義Ⅰ	藤 木 貴 史	2	○		○	
労働法特殊講義Ⅱ	藤 木 貴 史	2	○		○	
社会保障法特殊講義Ⅰ	大 原 利 夫	2	○		○	
社会保障法特殊講義Ⅱ	大 原 利 夫	2	○		○	
教育法特殊講義Ⅰ	小 泉 広 子	2	○		○	
教育法特殊講義Ⅱ	小 泉 広 子	2	○		○	
刑法特殊講義Ⅰ	佐 野 文 彦	2	○		○	
刑法特殊講義Ⅱ	佐 野 文 彦	2	○		○	
刑法特殊講義Ⅲ	佐 藤 輝 幸	2	○		○	
刑法特殊講義Ⅳ	佐 藤 輝 幸	2	○		○	
英米法演習Ⅱ	Tushar Kanti Das	2	○		○	

授業科目	担当教員名	単位	連続	重複	他専攻	備考
法制史論文指導Ⅰ	高 友希子	2	○			
法制史論文指導Ⅱ	高 友希子	2	○			
行政法演習Ⅰ	西 田 幸 介	2	○		○	
行政法演習Ⅱ	西 田 幸 介	2	○		○	
憲法論文指導Ⅲ	建 石 真公子	2	○			博士後期「憲法特研演習Ⅴ」と合同開講
憲法論文指導Ⅳ	建 石 真公子	2	○			博士後期「憲法特研演習Ⅵ」と合同開講
行政法論文指導Ⅲ	西 田 幸 介	2	○			
行政法論文指導Ⅳ	西 田 幸 介	2	○			
民法演習Ⅰ	滝 沢 昌 彦	2	○		○	
民法演習Ⅱ	滝 沢 昌 彦	2	○		○	
商法演習Ⅱ	伊 藤 雄 司	2	○		○	
商法演習Ⅲ	荒 谷 裕 子	2	○		○	
商法演習Ⅳ	荒 谷 裕 子	2	○		○	
商法演習Ⅴ	潘 阿 憲	2	○		○	
商法演習Ⅵ	潘 阿 憲	2	○		○	
民法論文指導Ⅲ	大 澤 彩	2	○			
民法論文指導Ⅳ	大 澤 彩	2	○			
民法論文指導Ⅲ	川 村 洋 子	2	○			
民法論文指導Ⅳ	川 村 洋 子	2	○			
商法論文指導Ⅰ	潘 阿 憲	2	○			
商法論文指導Ⅱ	潘 阿 憲	2	○			
商法論文指導Ⅲ	潘 阿 憲	2	○			
商法論文指導Ⅳ	潘 阿 憲	2	○			
商法論文指導Ⅲ	荒 谷 裕 子	2	○			
商法論文指導Ⅳ	荒 谷 裕 子	2	○			
知的財産法論文指導Ⅲ	武 生 昌 士	2	○			
知的財産法論文指導Ⅳ	武 生 昌 士	2	○			
労働法演習Ⅰ	沼 田 雅 之	2	○		○	
労働法演習Ⅱ	沼 田 雅 之	2	○		○	
労働法論文指導Ⅰ	沼 田 雅 之	2	○			博士「社会法特研演習Ⅴ」と合同
労働法論文指導Ⅱ	沼 田 雅 之	2	○			博士「社会法特殊演習Ⅵ」と合同
労働法論文指導Ⅲ	沼 田 雅 之	2	○			
労働法論文指導Ⅳ	沼 田 雅 之	2	○			
刑法論文指導Ⅰ	佐 野 文 彦	2	○			
刑法論文指導Ⅱ	佐 野 文 彦	2	○			

※法政大学大学院学則の授業科目一覧表に記載のある科目で、上記一覧表に記載のない科目は、2023 年度休講です。

3. 講義概要について

授業科目の講義概要および教員の主要研究業績については、Web シラバスを参照してください。

Web シラバス URL : <https://syllabus.hosei.ac.jp/>

4. 修士学位請求論文の審査基準

【修士論文】

(1) 分量

25,000 字以上とする。

(2) 評価基準

- ①法学の分野における基礎的な研究能力が示されていること、又は
- ②高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては、具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし、最終的な評価は、研究科教授会に一任される。

- ① 修士論文の対象とするにふさわしい研究テーマ及び研究方法が、先行研究を踏まえて適切に設定されていること。
- ② 当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が必要かつ十分に行われていること。その際、専攻分野において修士論文に標準的に求められる程度の外国法に関する資料の調査及び分析が含まれていること。
- ③ 研究資料の読解・分析・解釈が精確であること。
- ④ 既存の研究に独自の知見を加えたり、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有したりするなど、新規な研究成果と呼ぶにふさわしい一定の要素を含んでいること。
- ⑤ 論理的に一貫した構成と内容を有し、全体としてよくまとめられていること。
- ⑥ 章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

【リサーチペーパー】

(1) 分量

20,000 字程度を基準とする。

(2) 評価基準

- ① 法学の分野における基礎的な調査分析能力が示されていること、又は
- ② 高度の専門性が求められる職業を担うに十分な能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては、具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし、最終的な評価は、研究科教授会に一任される。

- ① リサーチペーパーの対象とするにふさわしい研究テーマが設定されていること。
- ② 当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が適切に行われていること。その際、リサーチペーパーでは必ずしも外国法研究は求められないものの、専攻分野によっては、一定水準以上の外国法調査・分析能力が示されていること。
- ③ 論理的に一貫した構成と内容を有し、全体としてよくまとめられていること。
- ④ 章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

【修了までのスケジュール】

	1 年次	2 年次
4 月上旬 中旬	履修科目確定・登録 1 年次「履修計画」提出	2 年次「履修計画」を提出
5 月上旬 末	指導教員承認届提出	学位論文作成計画の提出 指導教員承認届提出
6 月上旬	研究計画の提出	修士論文（リサーチペーパー含む）予備登録（9 月修了）
7 月上旬 中旬 下旬から 8 月上旬		修士論文提出締切（9 月修了） 修士論文口述試験（9 月修了） 研究科教授会による合否判定（9 月修了）
9 月上旬 中旬		9 月修了発表 修士学位授与（9 月修了）
10 月中旬から下旬		修士論文（リサーチペーパー含む）予備登録（3 月修了）
1 月上旬 下旬	研究成果報告	修士論文提出締切（3 月修了） 修士論文口述試験（3 月修了）
1 月～ 2 月		研究科教授会による合否判定（3 月修了）
3 月中旬 下旬		3 月修了発表 修士学位授与（3 月修了）

博士後期課程

1. 履修上の注意

法学研究科では、2017年度より、セメスター制、コースワークおよびリサーチワーク制、授業科目の単位制を導入しました。これに伴い、2017年度以降入学者と2016年度以前入学者では修了要件が異なりますので、ご注意ください。

【2017年度以降入学者】

(1) 修了所要単位

履修区分	修了所要単位
論文指導科目	12単位以上修得
選択科目	8単位以上修得
博士論文	—
合計	20単位以上修得

※課程修了には、単位の修得のほか博士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

(2) カリキュラムおよび履修上の指示

履修区分	分野	科目群	履修上の指示	修了所要単位	
論文指導科目 (リサーチワーク)	基礎法 公法 民事法 社会法 刑事法	特研演習Ⅰ	1年次に履修	12単位以上 (12単位を超える単位は 選択科目に振り替えるこ とができる)	20単位 以上
		特研演習Ⅱ			
		特研演習Ⅲ	2年次に履修		
		特研演習Ⅳ			
		特研演習Ⅴ	3年次に履修		
		特研演習Ⅵ			
選択科目 (コースワーク)	基礎法 公法 民事法 社会法 刑事法	特殊研究		8単位以上	

(3) 論文指導科目の履修について

指導教員が開講する特研演習を履修してください。12単位を超えて修得した科目の単位は選択科目に振り替えることができます。

(4) 選択科目について

選択科目は原則として修士課程の特殊講義と合同で開講します。ただし、修士課程とは評価基準が異なりますのでご注意ください。また、同じ年度に同一名称の科目を複数履修することはできません。

(5) 修士課程設置科目の履修について

修士課程設置科目は修了要件には含まれませんが、自由に履修することができます。他専攻が設置する修士課程設置科目についても同様です。

【2016 年度以前入学者】

（１）修了要件

2017 年度以降も修了要件に変更はありません。課程修了には、3 年以上在学し、論文指導科目を 3 科目（半期科目に換算した場合は 6 科目）以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査ならびに最終試験に合格しなければなりません。

（２）論文指導科目の履修について

2016 年度まで開講していた論文指導科目は、2017 年度以降は開講しません。以下の表に従って指導教員が開講する特研演習を履修してください。なお、2017 年度より単位制を導入しますが、2016 年度以前入学者については、単位数による修了要件の計算はいたしません。

例えば、1 年次に「刑事政策特殊研究」を修得した場合、2 年次に「刑事政策特研演習Ⅲ・Ⅳ」、3 年次に「刑事政策特研演習Ⅴ・Ⅵ」を修得することによって、博士指導科目に関する修了要件を満たします。ただし、標準修業年限（3 年）を超えて在学する学生は年度ごとに「特研演習Ⅴ・Ⅵ」を重複して履修してください。

学年	履修期	科目
1 年次	春学期	特研演習Ⅰ
	秋学期	特研演習Ⅱ
2 年次	春学期	特研演習Ⅲ
	秋学期	特研演習Ⅳ
3 年次	春学期	特研演習Ⅴ
	秋学期	特研演習Ⅵ

（３）選択科目の履修について

2017 年度以降入学者用カリキュラムにおける「選択科目」については、修了要件には含まれませんが、2016 年度以前入学者も履修することができます。

（４）修士課程設置科目の履修について

修士課程設置科目は修了要件には含まれませんが、自由に履修することができます。他専攻が設置する修士課程設置科目についても同様です。

2. 授業科目担当者一覧

授業科目	担当教員名	単位	備考
公法特殊研究Ⅰ	西 田 幸 介	2	修士「行政法特殊講義Ⅰ」と合同
公法特殊研究Ⅱ	高 橋 滋	2	修士「行政法特殊講義Ⅱ」と合同
公法特殊研究Ⅰ	森 田 章 夫	2	
公法特殊研究Ⅱ	森 田 章 夫	2	
公法特殊研究Ⅲ	建 石 真公子	2	修士「憲法特殊講義Ⅰ」と合同
公法特殊研究Ⅳ	Thierry RENOUX	2	修士「憲法特殊講義Ⅱ」と合同
民事法特殊研究Ⅰ	新 堂 明 子	2	修士「民法特殊講義Ⅲ」と合同
民事法特殊研究Ⅱ	新 堂 明 子	2	修士「民法特殊講義Ⅳ」と合同
民事法特殊研究Ⅰ	川 村 洋 子	2	修士「民法特殊講義Ⅴ」と合同
民事法特殊研究Ⅱ	川 村 洋 子	2	修士「民法特殊講義Ⅵ」と合同
民事法特殊研究Ⅰ	潘 阿 憲	2	修士「商法特殊講義Ⅰ」と合同開講
民事法特殊研究Ⅱ	潘 阿 憲	2	修士「商法特殊講義Ⅱ」と合同開講
憲法特研演習Ⅰ	國 分 典 子	2	
憲法特研演習Ⅱ	國 分 典 子	2	

授業科目	担当教員名	単位	備考
憲法特研演習Ⅴ	建 石 真公子	2	修士「憲法論文指導Ⅲ」と合同開講
憲法特研演習Ⅵ	建 石 真公子	2	修士「憲法論文指導Ⅳ」と合同開講
行政法特研演習Ⅲ	西 田 幸 介	2	
行政法特研演習Ⅳ	西 田 幸 介	2	
行政法特研演習Ⅴ	西 田 幸 介	2	
行政法特研演習Ⅵ	西 田 幸 介	2	
国際法特研演習Ⅴ	森 田 章 夫	2	
国際法特研演習Ⅵ	森 田 章 夫	2	
民法特研演習Ⅴ	川 村 洋 子	2	「民法特研演習Ⅲ」と合同
民法特研演習Ⅵ	川 村 洋 子	2	「民法特研演習Ⅳ」と合同
商法特研演習Ⅲ	潘 阿 憲	2	
商法特研演習Ⅳ	潘 阿 憲	2	
社会法特研演習Ⅴ	沼 田 雅 之	2	
社会法特研演習Ⅵ	沼 田 雅 之	2	

※法政大学大学院学則の授業科目一覧表に記載のある科目で、上記一覧表に記載のない科目は、2023年度休講です。

3. 講義概要について

授業科目の講義概要および教員の主要研究業績については、Web シラバスを参照してください。

Web シラバス URL : <https://syllabus.hosei.ac.jp/>

4. 博士学位請求論文の審査基準

(1) 分量

10 万字以上とする。

(2) 評価基準

法学の分野において、研究者として自立的な研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識並びに研究成果を外部に発表できる能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては、具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし、最終的な評価は、審査委員会に一任される。

- ①博士論文の対象とするにふさわしい研究テーマ及び研究方法が、先行研究を踏まえて適切に設定されていること。
- ②当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が必要かつ十分に行われていること。その際、専攻分野において博士論文に標準的に求められる程度の外国法に関する資料の調査及び分析が含まれていること。
- ③研究資料の読解・分析・解釈が精確であること。
- ④既存の研究に独自の知見を加えたり、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有したりするなど、新規な研究成果と呼ぶにふさわしい内容を十分に有するものであること。
- ⑤論理的に一貫した構成と内容を有し、ひとつのまとまった研究としての十分な体系性を有していること。
- ⑥章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

(4) 修了までのスケジュール

	1 年次	2 年次	3 年次
4 月中旬	1 年次「履修計画」を提出	2 年次「履修計画」を提出	3 年次「履修計画」を提出
5 月上旬 末	指導教員承認届提出	学位論文作成計画の提出 指導教員承認届提出	学位論文作成計画の提出 指導教員承認届提出
6 月上旬	研究計画の提出		
9 月上旬 末			指導教員との打ち合わせ 博士学位申請締切（事務窓口提出）
10 月上旬 下旬			審査委員会による受理審査 受理の可否の決定
11 月上旬			審査小委員会による論文審査
	(1 月下旬) 研究成果報告書の提出	(1 月下旬) 研究成果報告書の提出	審査・最終試験 審査委員会の審議 学位授与の決定 学位の授与